

○奈良県広域消防組合入札執行要綱

平成26年4月1日訓令甲第9号

改正

平成29年3月30日訓令甲第6号

平成30年12月26日訓令甲第12号

令和4年4月1日訓令甲第4号

令和5年9月1日訓令甲第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び奈良県広域消防組合契約規則（平成26年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加できる者は、奈良県広域消防組合競争入札等参加資格審査申請要綱（平成26年訓令甲第13号。以下「申請要綱」という。）第2条各号に該当しない者であって、契約内容に応じて設定する申請要綱第3条第3項各号の規定を満たす者とする。

2 前項によるもののほか、建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加できる者は、奈良県広域消防組合建設工事等発注規程（平成26年訓令甲第8号。以下「発注規程」という。）第3条及び第4条の規定による入札参加資格を満たす者とする。

(入札の方法)

第3条 管理者は、一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。以下同じ。）を行う場合、事務処理の効率化を図るため、入札後に落札候補者の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査型条件付き一般競争入札」という。）によることができる。

2 管理者は、建設工事等を一般競争入札及び指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときであって、予定価格又は設計金額を事前に公開する場合は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を行うものとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(入札の公告)

第4条 管理者は、一般競争入札及び事後審査型条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札等」という。）の実施に当たり、令第167条の6第1項の規定による公告を、規則第3条各号に定める事項について行うとともに、公告の掲示を、奈良県広域消防組合公告式条例（平成26年条例第2号）第6条の規定により行うほか、奈良県広域消防組合ホームページに掲載するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 建設工事等の一般競争入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を明らかにして管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加希望者の経営の規模及び状況
- (2) 入札参加希望者の同種又は類似の建設工事等の実績の有無
- (3) 配置を予定している監理技術者又は主任技術者に関すること。

(4) その他管理者が必要と認める資格条件

2 建設工事等を除く一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に次に掲げる事項を明らかにして管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 契約実績の有無

(2) その他管理者が必要と認める資格条件

3 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

4 提出された資料は、返却しないものとする。

(事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出等)

第6条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、前条に準ずる事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 様式第3号、様式第4号、様式第6号から様式第14号までは、事後審査型条件付き一般競争入札に準用する。

(入札参加者の資格の確認)

第7条 管理者は、第5条による一般競争入札参加資格確認申請書又は前条による事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出を受けたときは、入札参加資格の確認を行うものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、奈良県広域消防組合契約制度等審査会規程(平成26年訓令甲第7号)に規定する奈良県広域消防組合契約制度等審査会の審議を経て、入札参加資格の確認を行うものとする。

2 管理者は、前項の確認において一般競争入札等の参加者として選定しなかった者に対して、一般競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)又はこれに準ずる事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

3 一般競争入札等の参加者として選定されなかった者は、その理由について管理者に説明を求めることができる。

(入札の通知等)

第8条 管理者は、一般競争入札等の執行にあたり、第4条による公告時又は前条による入札参加者の資格の確認後に、入札説明書(様式第4号)及び次条に規定する仕様書(図面を含む。以下同じ。)を併せて掲出し、又は配布するものとする。

2 管理者は、指名競争入札の執行にあたり、入札通知書(様式第5号)及び次条に規定する仕様書を配布するものとする。

3 管理者は、前2項の掲出、配布又は通知(以下「通知等」という。)をするときは、当該通知等の日から入札執行の日まで、10日以上の見積期間を設けなければならない。この場合において、当該見積期間は、土曜日、日曜日及び奈良県広域消防組合の休日を定める条例(平成26年条例第1号)に規定する休日を除いた期間とする。

4 管理者は、やむを得ない事情があるときは、前項の見積期間を短縮することができる。

5 管理者は、第1項に規定する入札説明書又は第2項に規定する入札通知書(以下「入札通知書等」という。)の内容を変更する必要があるときは、当該内容を変更することができる。この場合において、管理者は、変更した内容を直ちに入札者に通知しなければならない。

(仕様書の作成等)

第9条 管理者は、設計図書又は仕様書を作成し、配布し、又は閲覧させるものとする。

2 管理者は、設計図書又は仕様書の作成に専門的知識及び資格等を有する者が必要と認める

場合は、組合市町村（奈良県広域消防組合規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）第2条に定める組合市町村をいう。）に事務委託をすることができる。

（入札説明会）

第10条 管理者は、入札において必要があると認めるときは、入札説明会を開くものとする。

（予定価格等）

第11条 管理者は、入札に付するに当たり、規則第5条の規定により、あらかじめ予定価格を設定し、予定価格調書（様式第6号）に記入し、厳封したうえで入札の執行まで適切な方法により保管し、これを開札場所に置かなければならない。ただし、最低制限価格等（令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために、契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）及び令第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）をいう。以下同じ。）を設定する場合はこの限りではない。

- 2 管理者は、前項の最低制限価格等を設ける場合は、一般競争入札等においては入札の公告、指名競争入札においては入札通知書等にその旨を記載しなければならない。
- 3 管理者は、事前公表する場合を除き、予定価格調書の内容を他に漏らしてはならない。入札執行後も、同様とする。
- 4 最低制限価格等の算定に係る事務処理については、別に定めるものとする。

（質疑の受付及び回答）

第12条 入札参加者は、設計図書又は仕様書に関して質疑があるときは、提出期日、提出方法その他入札通知書等により指定する事項を遵守し、質疑書を提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により受け付けた質疑の回答を入札参加者に入札通知書等により指定する方法で回答するものとする。

（開札立会人）

第13条 管理者は、郵便入札を実施する場合、公正に行うために次の表の左欄の入札参加者数の区分に従い、同表の右欄の質疑受付順位に該当する入札者を開札立会人に選定するものとする。なお、入札説明会を行う場合は、質疑受付順位を入札説明会の受付順位と読み替えることとし、当該順位に該当する入札参加者が入札を辞退した場合又は開札の立会いを辞退した場合は、当該順位の次の者を開札立会人に選定する。ただし、当該受付順位に該当する入札参加者がいない場合は、最前順位の者を開札立会人に選定する。

入札参加者数	質疑受付順位
5者以下	2位・3位
10者以下	3位・5位・7位
15者以下	5位・7位・10位
20者以下	5位・10位・15位
21者以上	5位・10位・20位

- 2 管理者は、開札立会人を決定したときは、開札立会人に書面で通知を行うものとする。
- 3 開札立会人は、郵便入札の開札執行に立ち会うことができないときは、開札立会人の業者の正規社員の身分を有する者を代理人として選任することができる。この場合において、開札立会人は、管理者に委任状（様式第7号）を提出しなければならない。

（入札場所）

第14条 入札は、管理者が指定した場所で行う。

(入札参加者等の確認)

第15条 入札の執行に立ち会う入札参加者は、原則として1業者1人とし、代理入札する場合は、委任状(様式第7号)の提出をしなければならない。

2 入札を辞退する場合は、入札を執行する前に、辞退届(様式第8号)を提出しなければならない。

3 管理者は、入札を執行する前に、入札参加者の出席の確認をするものとする。

4 第1項及び前項の規定は、郵便入札を行う場合は適用しない。

(入札の執行宣言等)

第16条 管理者は、入札執行前に入札を執行する旨(以下「入札執行宣言」という。)を宣言しなければならない。

2 入札執行宣言後は、何人も入札室へ入室することができない。

3 管理者は、入札執行宣言後において、開札を妨害しようとする入札参加者又は開札事務を行う奈良県広域消防組合の職員(以下「開札事務従事者」という。)の指示に従わない入札参加者がいる場合は、その者を失格として取り扱い、退場させることができるものとする。

(入札封書)

第17条 入札参加者は、入札書を封書に入れ、併せて入札の件名を記入し、厳封したうえで入札参加者自ら入札箱に投かんしなければならない。ただし、郵便入札に付する場合を除く。

2 郵便入札の入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、管理者が別に定める所定の郵便入札封筒へ封入し、入札通知書等により指定する場所へ、一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

3 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札参加者は、入札書を郵送した後、開札日時までの間は入札を辞退することができる。

5 入札参加者が入札書を第2項に規定する方法により郵送しなかった場合若しくは入札書が指定する場所へ期日までに到着しなかった場合、無効又は失格として取り扱うものとする。

6 前項の規定による場合は、当該入札参加者に対し、口頭にて通知するものとする。

(入札書)

第18条 管理者は、入札書の記載が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札書を無効とすることができる。

(1) 入札書に記名押印を欠く入札書

(2) 入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札書

(3) 入札金額を訂正した入札書又は判読し難いと認められる入札書

(4) 管理者が入札の都度指定する様式以外を使用した入札書

(5) その他入札条件に違反した入札書

(開札)

第19条 開札は、開札事務従事者のうち1人が入札者の名称及び入札金額(以下「入札金額等」という。)を読み上げ、入札金額等を読み上げた者以外の開札事務従事者が、入札金額等を開札録(建設工事については様式第9号、建設工事以外のものについては様式第10号)に記入するものとする。

2 入札金額等を読み上げた者は、再度、開札録の記入事項を確認するものとする。

3 開札事務従事者は、開札が終了するまで第11条に規定する予定価格調書を開封してはならない。ただし、同条第1項ただし書による場合はこの限りでない。

- 4 郵便入札の開札は、開札事務従事者及び開札立会人により執行するものとし、開札立会人は、当該入札の終了後、開札確認書（様式第11号）への署名押印を行うものとする。この場合において、管理者は、入札の執行に立ち会わない開札立会人がいるときは、当該開札立会人の代わりに、当該入札事務に関係のない奈良県広域消防組合の職員を立ち合わせるものとする。
 - 5 郵便入札の開札立会人は、開札場に入場した際に、開札事務従事者に対し、第13条第2項により通知した書面を提示しなければならない。
 - 6 郵便入札の開札立会人は、開札執行事務を証するため、開札確認書（様式第11号）に署名押印を行うものとする。
- （再度の入札）

第20条 管理者は、入札書比較価格以下の範囲内の価格での入札がない場合は、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。この場合において、初度の入札における最低の価格のみを発表するものとする。

- 2 初度の入札において、第16条第3項、第17条第5項又は第18条の規定により入札書を無効又は失格とされた者及び開札事務従事者に退場を命ぜられた者は、再度入札の参加資格を有しないものとする。
- 3 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限比較価格未満の価格で入札した者は、再度入札に参加する資格がないものとする。
- 4 入札執行回数は、原則として2回とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、郵便入札による場合の入札執行回数は、1回とする。
- 6 管理者は、前2項の規定による入札を執行しても落札者となるべき者がいないときは、入札の執行を中止するものとする。
- 7 管理者は、前項の規定により入札の執行を中止した場合（郵便入札による場合を除く。）は、令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低の価格を提示した者と随意契約の価格交渉を行うことができるものとする。この場合において、管理者は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（落札者等の決定）

第21条 管理者は、入札書比較価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者（一般競争入札及び指名競争入札の場合は落札者と、事後審査型条件付き一般競争入札の場合は落札候補者を指す。以下「落札者等」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、調査基準価格又は最低制限価格を設定した場合の落札者等の決定については、別に定める。
- 3 管理者は、落札者等となるべき者がある場合は、直ちに落札者等を決定し、その者の名称及び落札金額又は落札候補金額を入札参加者に発表し、入札の終了を宣言するものとする。なお、郵便入札の場合は、開札後、速やかに落札者等に通知するものとする。
- 4 事後審査型条件付き一般競争入札による場合において、落札候補者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書に係る入札参加資格を証する書類を管理者に提出し、事後審査を受けなければならない。
- 5 管理者は、前項に規定する事後審査として提出された書類を審議し、資格を確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- 6 管理者は、規則第12条の2の規定に基づき、落札者となるべき入札をした者を落札者に決

定することを保留するときは、入札参加者にその旨を宣言するものとする。

(事後審査型条件付き一般競争入札における失格)

第22条 管理者は、事後審査型条件付き一般競争入札において落札候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることができる。

- (1) 前条第5項の事後審査において、資格が確認できなかったとき。
- (2) 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき。
- (3) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

(同価格入札による落札者等の決定)

第23条 管理者は、落札者等となるべき同価格の入札をした者(以下「同価格入札者」という。)が2人以上あるときは、規則第12条第1項第3号の規定に基づき、くじにより落札者等を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、同価格入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、規則第12条第1項第3号ただし書きに規定する郵便による入札及び公有財産売却システムによる一般競争入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、それぞれ別に定める方法により落札者を決定するものとする。

(郵便入札の開札傍聴)

第24条 管理者は、郵便入札による開札において、当該案件ごとに傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)の入札室への立入りを認めることができる。

- 2 管理者は、郵便入札の傍聴希望者があった場合には、傍聴席を設けるものとする。
- 3 傍聴席の定員は、5人程度とする。ただし、当該定員に抛り難いと管理者が認めたときは、定員をその都度定めることができる。
- 4 傍聴希望者は、郵便入札の執行前日までに開札傍聴申込書(様式第12号)により、FAXにて申し込むことができる。
- 5 傍聴人の決定は、前項に規定する開札傍聴申込書の到着順に傍聴人として承認し、当該傍聴人に通知するものとする。ただし、第3項の定員に達し次第申し込みを締め切るものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便入札の開札を傍聴することができない。
 - (1) 鈍器その他の危険なものを持っている者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器その他これらに類する物を持っている者
 - (4) 拡声器、ラジオ、無線機、ボイスレコーダー、写真機その他これらに類する物を持っている者
 - (5) 前各号のほか、開札を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者又は開札事務従事者の指示に従わない者
- 7 傍聴人は、開札事務従事者の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 開札事務従事者及び開札立会人と接触しないこと。
 - (2) 開札の執行、経過及び結果について言動しないこと。
 - (3) 談論等騒ぎ立てないこと。
 - (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 示威的行為をしないこと。
- (7) 開札場に入らないこと。
- (8) 前各号のほか、開札の秩序を乱し、又は開札事務執行の妨害となるような行為をしないこと。

8 開札事務従事者は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、かつその命令に従わないときは、これを退場させることができるものとする。

(公表開札録)

第25条 管理者は、第19条第1項の開札録に基づいて公表開札録（建設工事については様式第13号、建設工事以外のものについては様式第14号）を作成し、落札者が決定した日の翌日から翌年度の3月31日までの間、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により、公表開札録によって公表する事項のうち、次に掲げる事項については、公告又は入札通知書等において事前に設計金額を公開した場合に限り公表するものとする。

(1) 設計金額（予定価格）及び入札書比較価格

(2) 最低制限価格又は調査基準価格

(ホームページへの掲載)

第26条 管理者は、前条に規定する公表開札録を奈良県広域消防組合ホームページに掲載するものとする。

(指名競争入札に関する既定の準用)

第27条 第9条から第21条、第23条から第25条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日訓令甲第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日訓令甲第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日訓令甲第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の奈良県広域消防組合入札執行要綱の規定は、この訓令の施行の日以後の入札公告について適用し、同日前の入札公告については、なお従前の例による。

様式第1号 (第5条関係)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県広域消防組合
管 理 者 様

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印
電 話
F A X
(担当部署及び担当者名)

下記の入札に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、入札の参加、契約の履行にあたり、関係法令等を遵守のうえ履行すること及び本申請書の記載内容については事実と相違なく、入札参加資格条件を満たしていることを誓約するとともに、万一違反の行為があった場合は、いかなる処分に対しても異議のないことを併せて誓約します。

記

1. 工 事 (件) 名
2. 工事(履行)場所
3. 入札参加資格条件

経 審 事 項	業種・許可区分	・(特定・一般)
	総合評定値(P)	点
	審査基準日	年 月 日
	資本金	金 円
実 績 事 項 (工 事 施 工 業 務 履 行)	工事(件)名	
	工事(履行)場所	
	発注者名	
	契約金額	金 円
	工事(履行)期間	年 月 日～ 年 月 日
	概要	
技 術 者 事 項	当該工事(業務)に係る配置可能技術者保有数 (該当項目を「○」で囲み、人数を記入してください。)	
	1. 監理技術者	人
	2. 専任の主任技術者	人
	3. 主任技術者	人
配 置 可 能 現 場 代 理 人 保 有 者 数	人 (既に他の工事の現場代理人となっている人数は除いてください。)	
※配置技術者及び現場代理人については、入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準として所属会社と3ヶ月以上の雇用期間が必要です。ただし、代表者又は代表取締役が配置技術者となる場合はこの限りではない。		

※現場代理人は、現場に常駐のため、他の現場との兼務はできません。

注) 事業内容に基づき、適時変更すること。

4 添付書類

- (1) 建設業法第5条の申請により交付された建設業許可書の写し
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査結果（審査基準日が当該入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準とし1年7ヶ月以内のものうち、直近のものに限ります。）
- (3) 類似工事施工実績証明書類
 - イ 奈良県広域消防組合より受注した工事の元請施工実績の場合
契約書の写し
 - ロ 奈良県広域消防組合以外より受注した工事の元請施工実績の場合
契約書の写し及び施工図面の写し又は工事概要を含む工事施工証明書等
- (4) 配置予定技術者に関する証明書類
 - イ 入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準として配置予定技術者及び現場代理人の3ヶ月以上の雇用を明らかにする書類（住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し、雇用保険被保険者証の写し、所得税の確定申告書の写し等）
 - ロ 技術資格等を証明するための法令による免許証等の写し

様式第2号（第5条関係）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県広域消防組合
管 理 者 様

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印
電 話
F A X
(担当部署及び担当者名)

下記の入札に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、入札の参加、契約の履行にあたり、関係法令等を遵守のうえ履行すること及び本申請書の記載内容については事実と相違なく、入札参加資格条件を満たしていることを誓約するとともに、万一違反の行為があった場合は、いかなる処分に対しても異議のないことを併せて誓約します。

記

1. 件 名
2. 履行（納入）場所
3. 入札参加資格条件

条 件
国、地方公共団体又は特別地方公共団体との同種契約実績があること。
地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しない者であること。
奈良県広域消防組合において入札参加資格者指名停止及び入札参加資格保留の期間中の者でないこと。
納税義務の生じた市町村税及び国税を完納している者であること。
※ 申請者は各事項を証する下記の関係書類を提出してください。ただし、奈良県広域消防組合競争入札等参加資格審査申請の有効期間内である方は省略することができます。 (1) 納税証明書の写し（次に掲げるものを全て提出してください。） 法人 本店の場合 市町村民税 法人税・消費税 営業所の場合 市町村民税 個人 市町村民税 所得税・消費税 ※ 個人事業者で受任営業所を設置する場合は、営業所分も提出してください。 ※ 国税は未納税額のない証明でも可 ○ 納税証明は最新の年度分とします。 (2-1) 商業登記簿謄本の写し（法務局の証明）・・・法人事業者 (2-2) 身分証明書の写し（本籍地市町村長の証明及び破産者でない証明）・・・個人

注) 事業内容に基づき、適時変更すること。

様式第3号（第7条関係）

一般競争入札参加資格確認通知書

奈 広 消 第 号
 年 月 日

商号又は名称
代表者役職・氏名 様

奈良県広域消防組合
管 理 者

に係る一般競争入札に参加する資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

1. 入 札 公 告 日 年 月 日
2. 件 名
3. 履行（納入）場所
4. 入 札 参 加 資 格 無

※ 一般競争入札参加資格が無いと通知された理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、 年 月 日午前 時から正午までに奈良県広域消防組合消防本部〇〇課へ、その旨を記載した書面を持参してください。

様式第4号（第8条関係）

入札説明書

この入札説明書は、奈良県広域消防組合が発注する契約に関し、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

記

1 入札に付する事項等

件名	
履行（納入）場所	
履行（納入）期間	

2 入札に参加するものに必要な資格

地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
奈良県広域消防組合において入札参加資格者指名停止及び入札参加資格保留の期間中の者でないこと。

3 入札参加資格の確認等

申請書受付期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
提出方法	FAXによる。 FAX番号：
受付場所	奈良県広域消防組合

4 質疑及び回答

質疑受付	年 月 日 時まで
あて先	奈良県広域消防組合 FAX番号：
質疑回答	年 月 日 時までに入札参加資格者全員にFAXで回答

5 入開札年月日及び場所

日 時	年 月 日 時
場 所	奈良県広域消防組合

6 入札方法

7 入札に関する注意事項

8 落札者の決定方法

注) 事業内容に基づき、適時変更すること。

様式第5号 (第8条関係)

奈 広 消 第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職・氏名 様

奈良県広域消防組合
管 理 者

入 札 通 知 書

下記の件名について、指名競争入札を執行しますので通知します。

記

件 名	履行 (納入) 場所

1. 入 札 年 月 日 年 月 日 時 分
2. 入 札 場 所 奈良県
奈良県広域消防組合
3. 質 疑 受 付 年 月 日 時まで
4. 質 疑 方 法 及 び 場 所 FAXにより受け付けます。
【所属・担当課・担当係 名称】
FAX番号【所属FAX番号】
※ 質疑は、仕様書に関する内容に限ります。
質疑回答送信先FAX番号及び担当者名を明記してください。
5. 質 疑 回 答 年 月 日 時まで
FAXにて回答します。
※ 質疑が1件に達しなかった場合、回答のFAXは送信しません。
6. 入札参加時は、本通知書、印鑑及び名刺を持参してください。
7. 入札に参加できないときは、入札開始前までに申し出てください。
8. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇に該当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の〇分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
9. 代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出してください。
10. 入札回数は2回までとし、落札に値する金額が2者以上同額となった場合は「くじ」により決定します。また、2回目の入札の結果、予定価格に達する入札がなかった場合、最低価格の入札をした業者と随意契約の価格交渉を行います。

注) 事業内容に基づき、適時変更すること。

様式第6号 (第11条関係)

予 定 価 格 調 書

入札年月日 年 月 日

所 属 名
補職・氏名 ⑩

下記のとおり決定する。

件 名	
履行（納入）場所	
積算（設計）金額	金 円（消費税含）
	金 円（消費税抜）
予 定 価 格	金 円（消費税含）
入 札 書 比 較 価 格	金 円（消費税抜）
最低制限価格 (低入札調査基準価格)	
最低制限比較価格 (低入札調査基準比較価格)	
備 考	(例) 単価契約対象物品、長期継続契約 (○年)

様式第7号 (第13条・第15条関係)

委 任 状

入札年月日
年 月 日

奈良県広域消防組合
管 理 者 様

(委任者) 所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

⑩

私は、 を代理人と定め、下記の入札（開札立会）に関する一切の権限を委任します。

記

1. 件 名
2. 履行（納入）場所
3. 代 理 人

氏 名		使用印鑑	
-----	--	------	--

様式第8号 (第15条関係)

入 札 辞 退 届

入札年月日 年 月 日

件 名

この度、上記件名の入札を辞退します。

辞退理由 _____

年 月 日

奈良県広域消防組合
管 理 者 様

入 札 者

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

㊞

様式第9号 (第19条関係)

開 札 録

年 月 日 開札執行

- 1 契 約 内 容
 - (1) 工 事 名
 - (2) 工 事 場 所
 - (3) 工 期
 - (4) 工 事 種 別
 - (5) 工 事 概 要
- 2 契 約 の 種 類 (指名競争入札・一般競争入札・事後審査型条件付き一般競争入札)
- 3 設 計 金 額 金 円 (消費税含)
金 円 (消費税抜)
- 4 予 定 価 格 金 円 (消費税含)
- 5 入 札 書 比 較 価 格 金 円 (消費税抜)
- 6 最 低 制 限 価 格 金 円 (消費税含)
(低入札調査基準価格)
- 7 最 低 制 限 比 較 価 格 金 円 (消費税抜)
(低入札調査基準比較価格)
- 8 落 札 の 有 無 有 ・ 無
- 9 落 札 者 名
- 10 落 札 者 所 在 地
- 11 落 札 金 額 金 円 (消費税含)

入札金額は消費税抜

第1回	再度入札	参 加 者	結果	備考

(開札事務従事者)

印

印

印

様式第10号 (第19条関係)

開 札 録

年 月 日 開札執行

- 1 契 約 内 容
 - (1) 件 名
 - (2) 履行(納入)場所

- 2 契 約 の 種 類 (指名競争入札・一般競争入札・事後審査型条件付き一般競争入札)
- 3 積 算 金 額 金 円 (消費税含)
金 円 (消費税抜)
- 4 予 定 価 格 金 円 (消費税含)
- 5 入 札 書 比 較 価 格 金 円 (消費税抜)
- 6 最 低 制 限 価 格 金 円 (消費税含)
(低入札調査基準価格)
- 7 最 低 制 限 比 較 価 格 金 円 (消費税抜)
(低入札調査基準比較価格)
- 8 落 札 の 有 無 有 ・ 無
- 9 落 札 者 名
- 10 落 札 金 額 金 円 (消費税含)

入札金額は消費税抜

第1回	再度入札	参加者	結果	備考

(開札事務従事者)

㊟

㊟

㊟

様式第11号 (第19条関係)

開 札 確 認 書

1. 開 札 日 時

2. 開 札 場 所

3. 件 名

4. 履行（納入）場所

上記入札の開札執行に立会し確認しました。

開札立会人 _____ (印)

開札立会人 _____ (印)

開札立会人 _____ (印)

様式第12号 (第24条関係)

開 札 傍 聴 申 込 書

年 月 日

奈良県広域消防組合
管 理 者 様

申 込 者
住 所
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

下記入札の開札会傍聴を申込みます。

記

1. 件 名
2. 履行（納入）場所
3. 開 札 日 時 年 月 日 時 分

様式第13号 (第25条関係)

公表開札録

年 月 日 開札執行

- 1 契約内容
 - (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工期
 - (4) 工事種別
 - (5) 工事概要
- 2 契約の種類 (指名競争入札・一般競争入札・事後審査型条件付き一般競争入札)
- 3 設計金額 金 円 (消費税含)
金 円 (消費税抜)
- 4 予定価格 金 円 (消費税含)
- 5 入札書比較価格 金 円 (消費税抜)
- 6 最低制限価格 金 円 (消費税含)
(低入札調査基準価格)
- 7 最低制限比較価格 金 円 (消費税抜)
(低入札調査基準比較価格)
- 8 落札の有無 有 ・ 無
- 9 落札者名
- 10 落札者所在地
- 11 落札金額 金 円 (消費税含)

入札金額は消費税抜

第1回	再度入札	参加者	結果	備考

様式第14号 (第25条関係)

公表開札録

年 月 日 開札執行

- 1 契約内容
 - (1) 件名
 - (2) 履行(納入)場所
- 2 契約の種類 (指名競争入札・一般競争入札・事後審査型条件付き一般競争入札)
- 3 積算金額 金 円 (消費税含)
金 円 (消費税抜)
- 4 予定価格 金 円 (消費税含)
- 5 入札書比較価格 金 円 (消費税抜)
- 6 最低制限価格 金 円
(低入札調査基準価格)
- 7 最低制限比較価格 金 円
(低入札調査基準比較価格)
- 8 落札の有無 有 ・ 無
- 9 落札者名
- 10 落札金額 金 円 (消費税含)

入札金額は消費税抜

第1回	再度入札	参加者	結果	備考